

## 令和5年度第1回亀岡市総合計画審議会 議事録

日 時 令和5年6月5日(月) 9時00分～9時30分  
場 所 亀岡市役所2階 202・203 会議室  
出席者 会長、副会長  
A 委員、B 委員、C 委員、D 委員、E 委員、F 委員  
G 委員、H 委員、I 委員、J 委員、K 委員、L 委員  
M 委員、N 委員、O 委員  
欠席者 P 委員、Q 委員、R 委員  
議 題:1. 開会、会長挨拶、委員紹介、副会長指名  
2. 議事  
(1)総合計画・総合計画審議会について  
(2)令和5年度総合計画の取組予定について  
3. 閉会

### 1. 開会、会長挨拶、委員紹介

#### 開会

事務局

本日の審議会については、半数以上の委員に出席いただいているので、亀岡市総合計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立している旨御報告する。

#### 会長挨拶

会長

第5次亀岡市総合計画は策定から3年目を迎えたところ。昨年度は進行管理及び行政評価の初年度であり、これまでの行政評価から手法を変え、対象事業を絞り、現場の状況を把握するために現地調査を実施するなど、新たな切り口から事業を評価してきた。今年度においても委員の皆様には積極的なご発言をいただきたいのでよろしくお願いします。

#### 委員紹介

(新たに委嘱した委員を事務局から紹介した後、委員の自己紹介及び事務局職員紹介)

#### 副会長指名

会長

議事に入る前に、前副会長の S 委員が交代されたことにより、亀岡市総合計画審議会条例第4条第4項に基づき、副会長は委員のうちから、会長が委嘱することとされているので、引き続き自治会連合会選出の T 委員にお願いしたいがよろしいか。

副会長

(了承し、副会長席へ移動)

## 2. 議事

### (1)総合計画、総合計画審議会について

事務局

改めて、本市の総合計画と当審議会の役割について概要を説明させていただく。

総合計画は自治体における行政運営の最上位計画であり、自治体の長期目標や施策を示し、行政が行動するための基本的な指針となる計画である。

本市においては、昭和56年に最初の総合計画が策定され、現在では令和3年度から12年度を計画期間とする「第5次亀岡市総合計画」を策定し、市政の運営を行っているところである。

「第5次亀岡市総合計画」は、「基本構想」と「基本計画」によって構成され、「基本構想」には目指す都市像として「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」を掲げ、実現するための各分野の方向性を表し、「基本計画」については基本構想に基づいた各分野における具体的な施策を示したものとなっており、市が行う事業の方向性を指し示す行政運営において大きな役割を担った計画となっている。

亀岡市総合計画審議会は、この総合計画について、市長からの諮問に応じ、総合計画の策定及び推進について審議するための組織である。

総合計画審議会は、策定や改訂の必要が生じた場合に審議いただく策定部会、そして総合計画に係る事業の進行管理及び行政評価について審議いただく進行管理部会に分かれ、それぞれ審議いただくこととしている。

### (2)令和5年度総合計画の取組について

事務局

〈資料3を用いて説明〉

今年度は、進行管理部会による行政評価が主な取組となる。本会議の後、第1回進行管理部会において行政評価及びヒアリングの対象となる事業の選定を行い、第2回進行管理部会で対象事業の現地視察を行う。

次に、第3回進行管理部会では、市民意見や現地視察を踏まえ、事業担当課にヒアリングを実施する。そして市長・副市長ヒアリングにおいて今後の事業推進の方向性について議論し、第4回進行管理部会で結果をまとめ、第2回亀岡市総合計画審議会で報告するまでが今年度の取組である。

今年度総合計画審議会が、本日を含めて2回、進行管理部会4回の開催を予定している。策定部会については現在、今年度中に開催の予定はないが、総合計画は必要に応じて見直しを行うこととしているため、見直しが必要になった場合には御案内させていただく。

## 3. 閉会